

令和元年 第13回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和元年7月25日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和元年7月25日

## 東京都教育委員会第13回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第54号議案から第96号議案まで

令和2年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について

第97号議案及び第98号議案

令和2年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第99号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例の立案  
依頼について

第100号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分について

#### 2 報 告 事 項

（1）「部活動に関する総合的なガイドライン」について

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤 田 裕 司
教育監	宇 田 剛
総務部長	安 部 典 子
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	増 田 正 弘
人事部長	浅 野 直 樹
福利厚生部長	小 菅 政 治
教育政策担当部長	小 原 昌
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
教育改革推進担当部長	藤 井 大 輔
特別支援教育推進担当部長	高 木 敦 子
指導推進担当部長	瀧 沢 佳 宏
人事企画担当部長	黒 田 則 明
担当部長（総務課長事務取扱）	加 倉 井 祐 介
（書 記） 総務部教育政策課長	秋 田 一 樹

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和元年第13回定例会を開会いたします。

本日は、毎日新聞社外4社からの取材と、13名の傍聴の申込みがございました。また、MXテレビ外1社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室してください。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じることがございます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しましては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対しまして、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意をお願いいたします。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、北村委員をお願いいたします。

### 前々回の議事録

【教育長】 前々回6月27日の第11回定例会の議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第11回定例会の議事

録につきましては御承認を頂きました。

前回7月11日の第12回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第100号議案につきましては、人事等に関する案件でございますので非公開といたしたいと思っておりますがよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

## 議 題

第54号議案から第96号議案まで

令和2年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について

第97号議案及び第98号議案

令和2年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

【教育長】 それでは、第54号議案から第96号議案まで、令和2年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について、第97号議案及び第98号議案、令和2年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択についての説明を、指導部長お願いします。

【指導部長】 前回までの定例会で御報告しました、東京都教科用図書選定審議会の答申を踏まえ、都立特別支援学校の小学部・中学部及び都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）において、令和2年度に使用する教科書の採択について、御審議をお願いいたします。

まず、第54号議案から第96号議案までの都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書についての議案資料1ページを御覧ください。議案は合計で43件ございます。第54号議案から第92号議案までは、都立特別支援学校の小学部で使用する全教科、全種目の教科書です。第93号議案は、都立特別支援学校の中学部で使用する道徳の教科書

について、第94号議案は、都立特別支援学校の中学部で使用する道徳以外の全種目の教科書について、採択していただくものでございます。また、第95号議案は、都立特別支援学校の小学部と中学部で使用する文部科学省著作教科書について、第96号議案は、都立特別支援学校の小学部と中学部で使用する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書についての採択でございます。

次に、第97号議案及び第98号議案の都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書についての議案資料1ページを御覧ください。議案は2件でございます。第97号議案は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する道徳の教科書について、第98号議案は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する道徳以外の全種目の教科書について採択いただくものでございます。

採択に先立ちまして、採択方法について、御確認を頂ければと思います。また、今回の議案に関連いたしまして、都教育委員会への請願について御報告いたします。昨日までに中学校社会科教科書採択に関する請願が2件提出されております。内容は、お手元配布の資料のとおりでございますので、お目通しいただければと思います。

それではよろしく願いいたします。

【教育長】 それでは、ただいま御説明ございました件につきまして、審議を進めてまいります。各委員の皆様には、一定の時間の中で効率的に議案の審議を進めていくことができるよう、前回までの教育委員会におきまして、教科書調査研究資料と教科書採択資料について、御報告を申し上げ、議論を行っていただいたところでございます。また、各委員におかれましては、事務局からお渡しいたしました全ての教科・種目の小学校用教科書の見本につきましても、あらかじめ御覧いただきました。これらの各種資料等を参考にして、採択する教科書について、各自、十分に御検討いただき、御意見を整理していただいているものと考えております。それを踏まえまして、審議・採択を進めてまいりたいと思いますが、ここで議案の採決の方法について、確認をしたいと思います。

まず、新たに発行される小学校用の教科書の採択についてでございますが、第54号議案から第92号議案までの都立特別支援学校（小学部）で使用する文部科学省検定済教科書につきましては、学校種別ごとに各委員が採択すべきと考える教科書を、東京

都教育委員会会議規則第23条第1項によりまして、無記名で投票していただき、多数決で決定したいと思います。なお、過半数の票を得た教科書がない場合につきましては、上位2者に絞った上で、再度投票をしていただき、多数決で決定したいと思います。

ただし、視覚障害特別支援学校で使用する教科書につきましては、点字教科書が出版される種目は、点字教科書の原典となる発行者の教科書を採択することになります。議案は9件でございます。その他、第93号議案から第98号議案までの教科書につきましては、法令の規定により、4年間同一の教科書を使用することになっていることなどの状況を踏まえて、協議の上、採択してまいりたいと思います。

以上の採択方法でよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 —— 採択方法につきましては、御確認を頂きました。

なお、請願に対しましては、事務局において適切に対応していただくよう、お願いします。それではこれから議案の順に従って、採択に入りたいと思います。

それではまず、第54号議案から第92号議案までの、都立特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、審議を行いたいと思います。指導部長、説明をお願いいたします。

**【指導部長】** それでは第54号議案から第96号議案までの議案資料3ページを御覧ください。まず、第54号議案から第92号議案まで、都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書についてでございます。実際に教科書を使用する児童の実態により、三つの学校種別に分け、これらの学校種に適した教科書の採択をしていただきます。5ページの「文部科学省検定済教科書発行者一覧」に記載された発行者の中から、6ページに記載しましたとおり、学校種別ごとに採択を行っていただくこととなります。学校種ごとに議案番号を付してございまして、第54号議案から第66号議案までが視覚障害特別支援学校、第67号議案から第79号議案までが聴覚障害特別支援学校、第80号議案から第92号議案までが肢体不自由・病弱特別支援学校の議案となっております。視覚障害特別支援学校におきまして、点字教科書が出版される種目につきましては、点字教科書の原典となる発行者の教科書を採択することになります。こちらにつきましては、後ほど御説明し、採択をしていただきます。

なお、議案資料には、発行者の略称を掲載しております。また、今後、発行者名につきましては、略称で読み上げさせていただきますので、御了承ください。お手元配布の参考資料「発行者一覧」に、発行者の略称と正式名称を掲載しておりますので、御参照ください。

それでは、御審議のほど、よろしく願いいたします。

【教育長】 それでは、先ほど確認をいたしましたとおり、都立特別支援学校（小学部）用教科書のうち、視覚障害特別支援学校において点字教科書が発行されない種目及び聴覚障害特別支援学校と肢体不自由・病弱特別支援学校につきましては、学校種別ごとに無記名投票により、採決をいたしたいと思っております。投票に先立ちまして、何か全般的なことでも結構でございますので、御意見ございましたら、御発言お願いいたします。

【北村委員】 今回、全ての教科書を読ませていただきまして、最近の教科書が、様々な工夫を重ねられて開発されていることに、非常に強い印象を受けました。その中で、特にそれぞれの障害に応じて適したものを選ぶというのは、正直申し上げて、大変な作業ではあったのですが、じっくりと教科書を読み込む中で、どの教科書もそれぞれやはり良い点、また、少し課題かなと思うところもありました。

教科書によっては、少し学習指導要領を超えたようなところの内容を含むところにも配慮しているものがあったり、あるいは、補助的なものを充実させているものがあったりということで、どこの視点に重点を置いて選ぶのかというのは、それぞれの委員の方々がおそらく自分の観点から御覧になられたのかなと思います。私自身は、基本的にはまず、もちろん学習指導要領内のことを、どの教科書も全てきちんとカバーしていますので、その前提に立った上で、少しそこを超えたようなところも、子供によっては学びたいという、そういう学びの機会を促してくれるような教科書に少し好感を持ったりしながら、教科書を自分なりに判断する基準というものを自分でつくってみましたということ、まず申し上げたいと思っております。

もう一点ですが、教科書がどんどん大型化している中で、これからもちろん電子教材化されていくのだと思いますので、教科書そのものの形態というのも今のままではないと思うのですが、大型化していることは見やすさにもつながりますし、もちろん

紙質等も工夫されて軽量化は進めていっているとは思いますが、子供たちがより使い勝手が良いであろう教科書というのを自分なりに想像しながら、教科書をいろいろ見ながら、判断させていただきました。その結果を今日投票したいと思っております。

【宮崎委員】 よく言われるところですが、教科書を教えるのではなく、教科書で教えると。正にそういうことだと思っておりますが、直接的には、子供たちに接して教えていく教員がいかに使え勝手が良いかというのが、大事なところではないか。特に障害の種別によって、本当に細かな配慮が必要になる場面というのはたくさんありますし、ほんのささいなことでも傷付いてしまったり、その後の生活の中で影響があったりというような場面もあるかもしれませんので、そういう意味では学校の先生が使えやすい、配慮がしやすいというようなものが今回の場合は特に必要なのではないかと。ですから、障害の種別によって、同じ教科でも、違う教科書に投票したいというふうに思ったりいたしました。

より具体的に申し上げたいと思っておりますが、例えば、将来の夢をドリームツリーで書くというようなことを工夫している教科書があります。これはなかなか面白いと思ったのですが、中身が、根っこから書くようになっているのです。でも、多分、夢を実現するには、枝のほうからバックキャストイング、逆算して行って、だから今これを、その次にはこれをという方が教えやすいのかなと思ひまして、じっと見ると、その余地はあるかなというふうに思ったり、そのように、先生が学校で工夫する余地がどのくらいあるかというのも非常に必要かなと思っております。

それから、社会のところで、情報の扱いのところが出てくるのですが、マスメディアで、ニュースができるまでという一連の流れを各教科書とも、工夫して書いております。これはいろいろ意見があるところではありますが、教科書によっては、サンプルにしているのが、テレビが中心であったり、新聞が中心であったりしております。テレビも、ある教科書はNHKで、ある教科書はTBSなのですが、見ると明らかに分かるのですけれども、そういうことで、若干の素材の違いというのはありますが、いずれにしても報道被害まで含めた書き方、それからSNSへのつながりとかというのが出ていて、これは工夫次第だなど思うのです。ただ、今回、障害の内容がいろいろ難しいところがあると思っておりますので、例えば、視覚障害の子供たちに新聞のことを

教えるというのは、とても大変な作業ではないかなと思ひながら拝見しておりましたところ、文部科学省の点字教科書は、それではない、テレビのものを選んで点字化されています。ですから、そういうことでは、特性がきちんと把握されているということで、少し安心したところがあります。

それぞれ細かく見ると、いろいろ申し上げたいところはあるのですが、一番はやはり、どの教科書にしても教科書だけ渡して終わりではなく、教員がいかにそれを基に子供たちとともに育っていくかというときの大切な仕掛けになっているわけですから、それにふさわしい、そして、使い勝手が良いというようなものをなるべく選べたらというふうに思って、一生懸命読みました。全部読みますと、かなり大変でしたが、やりました。

**【遠藤委員】** 私、何回かの採択に携わっているのですが、今回特に、特別支援学校の視覚、聴覚、肢体不自由・病弱、そういう観点で教科書あるいは採択資料を勉強してまいりますと、絶対評価ができないですよね。それぞれに難点がありますので、採択に当たっては、どうしても相対評価にならざるを得ません。そう考えて資料を読んでいきますと、これは学校の先生は大変だろうなど。我々が採択した教科書を使って、子供たちを教えていく、でもそれぞれ、先生が配慮しなくてはいけないことがある、教科書を超えて先生が授業をしていかななくてはいけないということ。その中で、これであろうということは私なりに決定したのですが、同時に、先生方の御苦勞も大変だなと思います。

**【秋山委員】** 今回採択するのに、この調査研究資料と採択資料が大変参考になりました。この資料を作るのに、大変な御苦勞があったのではないかと思います。まず、作成してくださった方々に感謝申し上げたいと思います。

今回、宮崎委員がおっしゃいましたように、学校で使いやすい教科書であってほしいと思いますので、今回採択した教科書に対して学校の御意見がありましたら、是非私どもにも教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**【山口委員】** 私も他の委員の方々と重なるところがあるのですが、やはり、採択資料が大変参考になりました。これなしにただ読みましても、私たちが見過ごしてしまう、各障害に対しての配慮といったところが、非常に細かくチェックされてい

て、大変な作業であったと思いますし、参考になりました。

それから、今、秋山委員がおっしゃいましたが、各教科書に本当にそれぞれ工夫があって、見るポイントや考えさせるポイントがありますので、一つに選ぶというのは非常に難しい。ただ、選ばざるを得ないのですが。

そういった中で、やはり、学校の先生方も様々な教科書を手に取られることがあると思いますので、その際に、こういったところがすごく良かったとか、こういったところをとということが蓄積されていくと、また次回、更に良い教科書が生まれ、子供たちへのより良い教育の提供になると思います。そういったところが積み重なっていけばいいなと思っております。私も何回か採択をしておりますが、もちろんすごく良くなっているのは間違いありません。多分、これが一番というのはなかなかないと思いますので、是非そういったところを重ねてお願い申し上げたいと思います。

**【指導部長】** 前回までの教育委員会でお示しました調査研究資料、それから採択資料につきましては、学校の先生方も加わって作成をしておりますので、学校での経験もその中には生かされているというふうに考えております。

**【教育長】** ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。採択の視点であるとか、教員の使い勝手、フィードバック、あるいは、なかなか絶対評価は難しいというお話がございました。それでは、大体御意見をお伺いできましたので、第54号議案から第92号議案までの採択意見記入用紙の配布をお願いいたします。

(採択意見記入用紙配付)

**【教育長】** 記入用紙は3枚ございます。上から順に1枚目が視覚障害特別支援学校、2枚目が聴覚障害特別支援学校、3枚目が肢体不自由・病弱特別支援学校となっております。それぞれの校種で、種目ごとに1種の投票をお願いいたします。

なお、視覚障害特別支援学校につきましては、先ほど申し上げました、点字教科書の出版されている種目につきましては、投票の対象でございませんので、グレーの色をつけてございます。それでは、記入漏れやお間違いのないよう、御記入をよろしくお願いいたします。

皆さん、御記入はお済みでしょうか。それでは、御記入がお済みでしたら、事務局は、回収・集計をお願いいたします。

(採択意見記入用紙回収)

【教育長】 それでは、ただいま御記入いただきました、第54号議案から第92号議案までの小学校用の教科書につきましては、現在、集計の作業に入りましたので、その他の教科書採択につきまして、審議を進めていきたいと考えますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、引き続きまして、視覚障害特別支援学校において点字教科書が出版される種目について、審議をいたしたいと思います。指導部長、説明をお願いいたします。

【指導部長】 それでは、議案資料の5ページを御覧ください。視覚障害特別支援学校において、点字教科書が出版される種目は、国語、社会、算数、理科、音楽、家庭、保健、英語及び道徳の9種目でございます。視覚障害特別支援学校では、全盲の生徒と弱視の生徒と一緒に学習することから、これらの種目につきましては、点字教科書の原典となる発行者の教科書を採択することになります。このたび文部科学省が決定いたしました点字教科書の原典となる発行者につきましては、グレーの色を付けてございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、視覚障害特別支援学校において、点字教科書が出版される種目、第54号、第56号、第58号、第59号、第61号、第63号から第66号までの計9件の議案につきまして、点字教科書の原典となる教科書を採択することとなります。文部科学省が原典として決定をした発行者は、お手元の発行者一覧の略称で読み上げさせていただきます。

国語は光村、社会は教出、算数は大日本、理科は東書、音楽は教芸、家庭は開隆堂、保健は学研、英語は開隆堂、道徳は教出でございます。これらの、文部科学省が点字教科書の原典として決定した発行者を採択すると決定いたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、視覚障害特別支援学校(小学部)の教科書のうち、点字教科書が発行される種目につきましては、文部科学省が決定をした点字教科書の原典となる発行者を採択いたします。

引き続き、第93号議案、都立特別支援学校(中学部)で使用する道徳の教科書の採択について、審議を行いたいと思います。指導部長、説明をお願いいたします。

【指導部長】 それでは、7ページを御覧ください。義務教育諸学校の教科書は法

令により、4年間同一の教科書を使用することが定められております。都立特別支援学校（中学部）で使用する道徳の教科書は、昨年度新たに採択していただきましたので、法令に基づき、昨年度と同じ教科書を採択していただくことになります。9ページ、別紙「令和2年度使用都立特別支援学校（中学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧（道徳）」に記載のとおりでございます。

【教育長】 ただいま説明がありましたように、都立特別支援学校（中学部）で使用する道徳の教科書につきましては、平成31年度使用教科書として昨年度採択したものと同一の教科書を、令和2年度も使用することになっておりますので、9ページに添付の採択一覧のとおり、一括して採択いたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——ではそのようにさせていただきます。

引き続き、第94号議案、都立特別支援学校（中学部）で使用する道徳以外の教科書の採択について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、11ページを御覧ください。都立特別支援学校（中学部）で使用する道徳以外の教科書につきましては、今年度は4年ごとに教科書を採択し直す、いわゆる採択替えの年度になっております。しかしながら、新しい学習指導要領が、令和3年度から全面実施されることに伴いまして、平成30年度の文部科学省の検定において、新たに著作・申請して検定に合格した教科書はございませんでした。このため、前回平成27年度の採択替えのときと同じく、平成26年度の検定に合格した教科書が今年度の採択対象となります。

また、令和3年度から、新学習指導要領に基づく新しい教科書を使用することになるため、今年度採択する教科書は来年度の1年間だけ使用することとなります。なお、現在特別支援学校（中学部）で使用している教科書の課題などについて、事務局において、都立特別支援学校の校長に意見を聴取したところ、全ての学校種において、特段の不都合はないとの回答を頂いております。

これらのことから、13ページ、別紙「令和2年度使用都立特別支援学校（中学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧（道徳を除く。）」には、審議会の答申も踏まえて、現在使用中の教科書を、採択案としてお示ししております。

【教育長】 ただいまの御説明にございましたとおり、都立特別支援学校（中学

部) で使用する道徳以外の文部科学省検定済教科書につきましては、今年度は採択替えの年度に当たっております。しかしながら、新たに発行される教科書がございませんこと、使用期間は令和2年度の1年間であるということ、現在使用している教科書につきましては、学校からも特段の意見が寄せられていないということから、審議会答申におきましても、これらの諸事情を考慮して、適切に採択するようにとされておりますので、添付の13ページの採択一覧のとおり、現在使用中である教科書を一括して採択するのが妥当かと思いますが、よろしゅうございますか。

【北村委員】 採択については今のとおりでよろしいかと思いますが、請願の中でも少し触れているようなことがあります。請願の中でも出てきていますし、教科書に関して幾つか意見がございまして、私自身も、個人的にできる範囲ではありましたが、学校の先生方等にもいろいろお話を伺った中で、やはり、もし仮に1年教科書を変えた場合に、1年だけでまた来年違う教科書になってしまうと、教科書研究をしたり、いろいろ研究をする中で、また非常に手間の掛かる時間を取ってしまうということで、1年だけの教科書が生まれることは学校としては、非常に不都合が多いというような御意見を頂戴しました。もちろんいろいろな考え方があるかと思いますが、やはり、コロコロ変わることも好ましいことではありませんので、今回、今のとおりで良いと個人的には考えます。そういった意見をいろいろ踏まえた上で、判断をしているということをお願いしたいと思います。

【指導部長】 今、北村委員が御指摘のとおりだと思います。仮に、採択替えを行った場合、1年間だけ使用する新たな教科書についても、学校は教材研究を行い、授業報告等について検討し、授業準備を重ねていく必要がございます。さらに、翌年度にも新学習指導要領に基づく新たな教科書に同様に対応していく必要が出てくるということですので、今年度につきましては、同一教科書を採択していくことという案をお示ししております。

【教育長】 それでは、ただいま、北村委員から来年度につきましては、教科書採択に関する基本的な考え方に加えて個別の状況も配慮すると、今回は原案どおりが良いというようなことで御了承いただけたと思いますので、改めて、諮りますけれども、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——ではそのようにさせていただきます。

ます。

引き続きまして、第95号議案及び第96号議案、都立特別支援学校（小学部・中学部）の文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）の採択につきまして、指導部長、説明をお願いいたします。

**【指導部長】** 15ページを御覧ください。第95号議案、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する文部科学省著作教科書の採択につきましては、文部科学省が作成した特別支援学校（小学部・中学部）用教科書目録平成32年度使用に搭載されている全ての教科書を一覧にいたしました別紙「令和2年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書採択一覧（文部科学省著作教科書）」として掲載しております。こちらが17ページから22ページまでとなっております。

次に、23ページを御覧ください。第96号議案、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）の採択につきましては、点字教科書、拡大教科書及び前回の定例会で報告いたしました「令和2年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（一般図書）」に掲載している図書全てを一覧にして、別紙「令和2年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）採択一覧」として掲載をしております。25ページから60ページまでとなっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**【教育長】** それでは、まず、第95号議案、文部科学省著作教科書についてですが、審議会答申では、17ページから22ページまでの別紙「令和2年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書採択一覧（文部科学省著作教科書）」を採択案とすることとしております。これらを一括で採択をいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのようにさせていただきます。

次に、第96号議案でございます。学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）についてでございますが、審議会答申では、25ページから60ページまでの別紙「令和2年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）採択一覧」を採択案とすることとしており、これらを一括で採択をいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異

議なし) ——それでは、それぞれ資料のとおり、採択をいたします。

引き続き、第97号議案、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する道徳の教科書の採択について審議を行いたいと思います。指導部長、説明をお願いいたします。

【指導部長】 それでは、第97号議案及び第98号議案資料の3ページを御覧ください。第97号議案、令和2年度に、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する道徳の教科書につきましては、先ほどの第93号議案の特別支援学校（中学校）の際に御説明したものと同様、法令に基づき、昨年度と同じ教科書を、こちらは学校ごとに採択していただくこととなります。5ページ、別紙「令和2年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択一覧（道徳）」に記載のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 それでは、第97号議案、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する道徳の教科書の採択につきまして、ただいま御説明がございましたとおり、平成31年度使用教科書と同一の教科書を令和2年度も使用することになっておりますので、添付の5ページの採択一覧のとおり、一括して採択いたしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ではそのようにさせていただきます。

次に、第98号議案、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する道徳以外の教科書について審議を行いたいと思います。指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 7ページを御覧ください。都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する道徳以外の教科書につきましては、先ほどの第94号議案の特別支援学校（中学部）の際に御説明しましたものと同様、今年度は採択替えの年度に当たりますが、今回新たな教科書はなかったため、平成26年度の検定に合格した教科書が今年度の採択対象となります。

また、令和3年度から新学習指導要領に基づく新しい教科書を使用することになるため、今年度採択する教科書は来年度の1年間だけの使用となります。なお、現在、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用している教科書の課題などについて、事務局において各校長に意見を聴取したところ、全ての学校において、特段の

不都合はないとの回答を得ております。

これらのことから、9ページ及び10ページ記載の別紙「令和2年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択一覧（道徳を除く。）」には、審議会の答申も踏まえまして、現在使用中の教科書を採択案としてお示ししております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいま御説明にございましたとおり、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する道徳以外の教科書につきましては、今年度は採択替えの年度に当たっております。しかし、新たに発行される教科書がないこと、使用期間は令和2年度の1年間であるということ、また、現在使用している教科書について、学校からも特段の意見が寄せられていないということから、審議会の答申においても、これらの諸事情を考慮して適切に採択するようにとされていますので、添付の9ページ及び10ページの採択一覧のとおり、現在使用中である教科書を一括して採択することが妥当かと思えます。

【北村委員】 先ほどの特別支援学校（中学部）と同じ考え方で、これに関しましても、1年のみということで、今回は一括採択でいいと思います。

【宮崎委員】 ずっと出ているとおり、そういう理屈で私もよろしいと思います。ただ、学校から特段の意見がないというのが、良いことも含めて、やはりもう少し意見を集める工夫というのでしょうか、良いことも悪いこともいろいろあると思うのですが、やりやすさなども含めて、これから少しそういうことも収集する。先ほど秋山委員がおっしゃいましたけれども、そういう努力も必要かなというふうに思っております。

【教育長】 貴重な御意見ありがとうございました。ほかに御意見いかがでしょうか。それでは、基本的な考え方は先ほどと一緒にございますので、あとは学校からの御意見、特段の意見ということも、これから、ある程度検討もするということも含めまして、今回の件は、案のとおり採択ということでよろしゅうございますか。――

〈異議なし〉――それではそのようにさせていただきます。

以上をもちまして、先ほど御投票いただきました、新たに採択を行う特別支援学校（小学部）用の教科書、点字教科書が出版されない種目を除きまして、議案の審議が

全て終了いたしました。

先ほどの投票結果につきましては、現在集計中でございますので、準備ができ次第、御確認いただければというふうに思います。

それでは、集計の時間を利用いたしまして、教科書採択以外の議題につきまして、審議を続けさせていただきたいと思っております。

## 第99号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例の立案依頼について

**【教育長】** 次に第99号議案、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例の立案依頼についての説明を人事企画担当部長、お願いいたします。

**【人事企画担当部長】** それでは、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例、いわゆる講師条例等の一部を改正する条例の立案依頼について御説明いたします。

本件は時間講師の勤務条件等を定めた講師条例等につきまして、地方公務員法等の改正に対応し、必要な規定の整備等を行うため、知事に対して条例の立案依頼を行うものです。

今回改正する条例は、（１）がいわゆる講師条例で、（２）は昨年12月の第四回東京都議会定例会で議決した令和2年4月1日施行の一部改正条例でございます。改正理由及び改正内容は、2枚目以降に別紙の説明資料を添えておりますので、御説明させていただきます。

別紙を御覧ください。1の改正理由につきまして、まず、（１）ですが、全国的に地方公務員の臨時・非常勤職員が増加いたしまして、地方行政の重要な担い手になっているということから、地方公共団体によって様々であった任用・勤務条件等を統一的に取り扱い、適切な任用・勤務条件を確保するために、地方公務員法及び地方自治法が改正されまして、会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から新たに導入されることとなったところでございます。

そこで、（２）のとおりこれまで特別職の非常勤職員に位置付けられていました時間講師につきましても、今回の法改正によって、会計年度任用職員へ移行し、任用・勤務条件等を統一的に取り扱うとともに、併せて職務内容を拡大し、より一層の活用を図っていくものでございます。この時間講師の勤務条件等は、都全体の制度を踏まえつつ、総務局や人事委員会など関係局との調整を行いまして、時間講師の労働組合との交渉を行ってきましたが、今般、組合との交渉も妥結しましたことから、知事に条例の立案依頼をするということとしたものでございます。

改正の内容につきまして、まず、（１）の給付体系の見直しでございますけれども、今回の地方自治法の改正によりまして、非常勤職員に新たに期末手当が支給できることになったことから、一点目、準常勤講師のみに支給してきた付加報酬は廃止するとともに、二点目にありますように、全ての時間講師に期末手当を支給いたします。この準常勤講師というものにつきましては、資料の一番下に、（参考）として記載しておりますけれども、一定の要件を満たす時間講師を「準常勤講師」と認定いたしまして、報酬及び休暇の面でほかの時間講師と一部異なる取扱いを現在しているところでございます。

それから、三点目ですけれども、会計年度任用職員の報酬水準について国の考え方を踏まえまして、常勤職員との均衡の観点から、基本給に相当する第一種報酬の見直しを行います。具体的にはこれまで経験年数に応じて13区分設定していた時間額について、5区分追加いたしまして、令和2年度から18区分として一定の職務経験のある時間講師により一層適切な処遇を行ってまいります。

下のアスタリスク（\*）の所に記載してございますけれども、付加報酬の廃止に伴いまして、今年度末に準常勤講師の認定を受けている時間講師に対する経過措置として、3年間に限り、引き続き準常勤講師相当として認定された一定の者について、本則とは別に定める報酬の単価を適用して、給付水準の激変を緩和し、新制度への円滑な移行を図ってまいります。

次に、（２）の休暇の新設等でございますけれども、こちらに関しましては、2ページを御覧ください。関係法令や都全体の会計年度任用職員制度等を踏まえまして、休暇制度を整備いたします。具体的には、夏季休暇等の特別休暇を増設するほか、介

護休暇及び介護時間等を新設いたします。

準常勤講師につきましては、90日以内の病気休暇や妊娠出産休暇が無給となりますが、経過措置として、今年度末に準常勤講師の認定を受けている者には、3年間に限り、引き続き準常勤講師相当として任用された場合には有給といたします。

次に、(3)の職務内容の追加でございます。時間講師の職務内容はこれまで教科の授業及び研修の二つとしてきました。しかし、このほかに、担当する教科の授業に関して、定期考査の採点業務、他の教職員との打合せなど、学校内で行う必要のある業務が存在することから、新たに授業の実施に付随する業務を職務内容に追加し、時間講師のより一層の活用を図っていきたいと考えております。

最後に(4)のその他の所要の改正についてでございます。一点目は、令和2年度以降、準常勤講師と他の時間講師の間で違いがなくなることから、準常勤講師の認定を廃止いたします。また、このほかに必要な文言整理などの規定整備を行うとともに、成年被後見人等に係る欠格条項を削除する地方公務員法改正に対応した規定整備を行います。以上が改正の内容となります。

1枚目を御覧ください。施行予定日につきましては、(1)の講師条例の改正については令和2年4月1日、(2)の一部改正条例の改正につきましては、公布日が施行予定日となりますが、欠格条項関係の改正につきましては、改正地方公務員法の執行日である本年12月14日が施行日となります。

最後に、本案決定後、教育庁として改正案文等も添えまして、知事に条例の立案依頼をいたします。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

**【教育長】** ただいまの御説明に関しまして、何か御質問・御意見等ございましたら、お願いいたします。

**【北村委員】** 学校では、常勤の先生以外にも、異なる立場で教壇に立たれている先生方がいらっしゃいますが、今までなかなか授業の準備、授業以外のところの実際には担われていた業務がきちんとカウントされていなかったりというような不具合がありましたので、今回のこの改正によって、少しでもそういった状況が改善されることは、好ましいことかなというふうに考えております。それと同時にやはり、今後も

非常勤の先生方の待遇に関しても、継続して検討していきながら、より良い環境の中で先生方が教壇に立てるように今後も是非検討を続けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【宮崎委員】 割合ですが、講師はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。子供から見ますと、雇用形態は全く関係なく先生は先生なのですが。若干の内容が違ってくるということになる、あるいは、例えば時間講師で担任を持っているのかどうかなど、そういう状況はどうなっていますか。

【人事企画担当部長】 時間講師全体の人数といたしましては、5,600人ぐらいです。その中で、準常勤講師といいます方々が2,900人ぐらいいます。教科の授業を担当するということなので、学級担任は持っておりません。

【宮崎委員】 分かりました。他の自治体なのですが、結構担任をそういう方をお願いしているところもあると聞いておりますので、伺ってみました。

【人事企画担当部長】 他の自治体では常勤講師という時間講師とはまた別の任用形態であると思います。

【遠藤委員】 一生懸命考えているのですが、全体として見ると、非常勤講師の待遇改善というふうを受け止めていいのかということと、待遇改善であるのだとすると、今、宮崎委員からもありましたように、常勤の先生方との関係はどうなるのでしょうか。それから、今は高等教育機関、大学等で非常勤講師の待遇についていろいろ議論されています。何個も掛け持ちしなければならず、大変だということです。都立学校に勤務する非常勤講師の場合、この掛け持ち等については可能なかどうか、その辺について御意見をお願いします。

【人事企画担当部長】 会計年度任用職員への移行に伴いまして、全体としては待遇改善になります。ただ、準常勤講師というものにつきましては、これまでもかなり待遇が良くなっておりまして、一部、処遇が低下する部分がありますので、そういうところについて、3年間の経過措置をしまして激変を緩和しているところでございます。

それから、こちらの講師は学校で何時間勤務するということで、一つの学校で勤務する場合もありますし、二つあるいは三つと掛け持ちをすることも可能でございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、この件につきまして、原案のとおり、決定させていただいてよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは本件につきましては、原案のとおり、承認を頂きました。

## 報 告

### (1) 「部活動に関する総合的なガイドライン」について

【教育長】 次に、報告事項(1)「部活動に関する総合的なガイドライン」について、指導推進担当部長、説明をお願いいたします。

【指導推進担当部長】 部活動に関する総合的なガイドライン—生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて—について、御説明させていただきます。

資料が1枚と冊子を1冊配布してございます。それではまず資料を御覧ください。部活動は責任感や連帯感を涵養<sup>かんよう</sup>するなど、教育的な意義が大きく、生徒の人格形成や健全育成に大きな役割を果たしてきているところでございます。その一方で、スポーツ医・科学を無視した指導ですとか、あるいは教員の長時間労働の要因の一つになっているといった課題も挙げられているところでございます。

昨年度、平成30年4月に運動部活動の在り方に関する方針、そして平成31年3月には、文化部活動の在り方に関する方針を作成したところでございます。これらの方針をより実効性のあるものとするために、校長会や体育及び文化連盟の代表者などで構成いたします都教育委員会の部活動検討委員会において、具体的方策を検討し、今回この「部活動に関する総合的なガイドライン」として取りまとめをしたところでございます。

資料の3を御覧ください。都教育委員会の「部活動に関する方針」及びガイドラインを活用いたしまして、今後目指す部活動の方向性について、記載をしてございます。

まず、一つ目としまして、学校教育の一環として、生徒の自主的・自発的な参加となるように、例えば、活動計画を、生徒が主体的に作成して活動するような実施形態

にすること。

また、科学的なトレーニングなどの積極的な導入により短時間で効果が得られるような、より合理的でかつ効率的・効果的な活動にすること。

成長期にあります生徒が、教育課程内の活動と部活動、学校外の活動、その他、食事・休養・睡眠等、バランスのとれた生活を送ることができるように休養日や活動時間を適切に設定すること。

最後に、教員の長時間勤務解消などの観点から、専門的な技術指導に加えて、大会引率ができるような部活動指導員を含む外部の指導者を積極的に活用するなどして、指導体制を整備するとしております。

これらの取組を通しまして、全ての公立中学校及び高等学校等におきまして、教員の勤務負担軽減を図りながら、部活動のより一層の充実を推進してまいります。

資料の4を御覧ください。内容としまして、第1章から、部活動の教育的な意義、部活動の在り方に関する方針、体罰防止に関すること、重大事故防止に向けた安全対策、健康面での留意事項、競技ごとのガイドライン、そして、実践事例で構成いたしました。

それでは、冊子で具体的に説明させていただきます。

まず、最初に目次がございまして、その次のページに、教員や外部の指導者など、全ての部活動の指導者が本ガイドラインの趣旨を明確に理解して、適切に部活動を運営できるようにということで、先ほど御説明いたしました、今後の部活動の目指す方向性について、まとめて冒頭に記載しております。

続きまして、第1章の6ページ、「部活動運営上の留意事項」を御覧ください。

(1)では、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、学校教育活動の一環であるということから、生徒の主体的・対話的で深い学びとなるよう取り組んでいくこと。そして、7ページの(3)では、生徒の多様な体験を充実させ、健全な成長を促す観点から、部活動の方針に基づいた休養日や活動時間の適切な設定が重要であるということを示しております。また、12ページ、(4)といたしまして、教職員、部活動指導員、外部指導者の主な役割を示すとともに、協働体制の構築の重要性について示しております。

次に、21ページに当たる部分に、第2章がございます。こちらには、昨年度スポーツ庁及び文化庁の総合的なガイドラインに基づき、都教育委員会が策定いたしました、部活動の方針を掲載しております。

33ページに当たります、第3章でございます。34ページには、求められる指導者像について示すとともに、39ページには、運動部活動及び文化部活動、それぞれの不適切な指導例を挙げております。また、40ページ及び41ページには、これまで都教育委員会が作成しております、「体罰根絶に向けた総合的な対策」に掲載をしております、体罰関連行為のガイドラインを掲載しております。43ページからには、東京都における体罰の実態について示した上で、47ページ以降になります。優れた指導力を発揮し、「Good Coach賞」を受賞した事例などについても掲載し、体罰のない部活動を推進してまいりたいと思います。

51ページから始まります、第4章でございます。こちらの章では、部活動において発生する事故の要因ですとか、体育的活動に起因する事故の現状について、記載しております。また、部活動を安全に進める上でのポイントや、事故防止に対する取組についてまとめまして、さらに62ページ以降になります。事故発生時の対処及び緊急連絡体制についての事例をフローチャートで示しまして、事故発生時に迅速で適切な対応ができるよう、体制の整備をしていくことを示しております。

65ページからになります第5章でございます。こちら、これまで都教育委員会が作成いたしました部活動中の重大事故防止のためのガイドラインなどを参考にしまして、熱中症、それから頭部外傷、また、その他のスポーツ外傷等につきまして記載し、全ての部活動指導者が健康面に十分に留意すべき項目について、更に周知することにより、事故の未然防止の徹底を図ってまいります。

第6章、85ページから始まりますが、こちらでは、体育連盟に加盟しております競技のうち、16競技につきまして、各学校の顧問がそれぞれ担当する競技について、更に理解を深め、具体的に事故防止の観点から適切に部活動運営ができますように、競技の特性、あるいは一般的な練習の内容や方法、安全の確認、内在する危険性、重大事故防止のための具体的な対策などについて掲載をいたしました。

最後の章になります。第7章、119ページから始まります。こちらでは、今後の部

活動が目指す方向性であります四つの観点、冒頭でお話しいたしました、生徒の自主的・自発的な参加、また、合理的かつ効率的・効果的な活動、休養日や活動時間の適切な設定、そして部活動指導員などを含めた指導体制を整備して、具体的に成果を上げている中学校・高校・特別支援学校の運動部そして文化部をそれぞれ4事例、またその後ろには、生徒の多様なニーズに応える部活動に取り組んでいる学校として、136ページに3事例掲載いたしました。

こちらのガイドラインを参考にいたしまして、部活動の指導者が家庭・地域と十分に連携を図りながら、適切な部活動運営を推進しまして、生徒の知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育成してまいりたいと考えております。

また、今後全ての部活動指導者がこのガイドラインの趣旨を明確に理解いたしまして、適切に部活動を運営するよう、公立の中学校・都立高校等にこのガイドラインを配布することに加えまして、区市町村教育委員会指導室課長会や、都立学校校長連絡会、区市町村教育委員会担当者連絡会、そして部活動指導員を対象といたしました研修会など、様々な機会を捉えまして、ガイドラインの内容を具体的に周知してまいります。

また、保護者の理解も得られますように、各学校が部活動の方針などを学校説明会ですとか、あるいは入学時の保護者会、あるいはそれぞれの部活動ごとの保護者会において説明をするなどして、教員の負担軽減も図りながら、家庭や地域と連携しまして、部活動のより一層の充実を図ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【教育長】** ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

**【秋山委員】** 充実したガイドラインをありがとうございました。もちろん、これはホームページに掲載されると思うのですがけれども、例えば、ホームページの中で部活動、熱中症というふうに検索すれば、このページが出てくるような仕組みになっているのでしょうか。

**【指導推進担当部長】** ホームページの掲載方法につきましては、今準備をしているところで、技術的な問題もあるかと思いますが、今、御指摘いただいたとおり使い

勝手が良いように十分に工夫をしていきたいと思ひます。

【山口委員】 いろいろ議論のある中で、非常にきめ細やかなガイドラインを作成していただきまして、非常に学校の先生方も参考にされると思ひますが、多分段階的にいろいろやっていかなければいけないこと、更に検討していかなければいけないことというのがあると思ひます。今、これが出てきて次の段階というのは、非常に心苦しい感じはするのですが、是非、これは教育委員会だけではなく、東京都の予算などもありますので、共有しておく必要があると思ひます。

まずやはり、熱中症と一言で言っても、どんなに心を配っても、これから夏になり暑くなっていく中で、やはり体育館の空調の問題、それに関して東京都がどのように考えていくのか。教室はずいぶん改善されているのですが、これはやはり先生方の心配りだけではどうにもならないことがあると思ひます。あるいは、外でやる場合に、少し休むようなテントを配置するとか、製氷機を置くとか、そういう物的なハードの面をどういうふうにしていくかということは考えていく必要があるのではないかと思ひます。

また、それに伴って、効率的な指導ということをして、先生方も大変努力しているのですが、暑いときに涼しい環境でやるというのは、それが一番の効率なのです。35℃の所でやるか、20何℃の所でやるかでは、時間的にも全く変わってきます。ですから、先生方は学校でも御苦労されていますけれども、やはり、私たちというか、東京都としても、部活動を推奨する中でそういったところをどういうふうにしていくかということは考えていく必要があると思ひます。

また、私も東京出身ですけれども、東京都の問題というのは、どうしてもグラウンドが狭い、施設面でやはり敷地が限られているので、部活動もそこでのマネジメントというのも実は必要になってくると思ひます。サッカー部とテニス部と幾つかあった中で、みんな一緒にはやはりできない状況があるわけです。そういったところの、先生方あるいは学校でのマネジメントといったところも、どこかでは触れていただきたい。

また、先ほどの空調もそうですが、来年オリンピック・パラリンピックが行われますが、膨大なお金をかけて施設の整備をしていて、いい施設がたくさんできます。そ

ういったものを都民や子供たちがどのように享受していけるのか。例えば、プールでも体育館でもそうですが、お金をかけて造ったものを例えば、夏の暑い時期に空調が整っている、そういう所をどう利用させていくのかということも、私たちがやはり考えて、オリンピック・パラリンピックをやったことのレガシーというか、意味というものを享受していただけるようにしていくということも、少し先の議論だとは思いますが、展開していただければと思います。教育委員会だけではなく、いろいろな部署との連携も必要だと思うのですが、是非よろしくお願いします。

**【指導推進担当部長】** まず、最初のハード面と、これから今回は主にソフト面ということになりますが、所管とも十分に情報共有しながら進めていきたいと考えております。

それから、限られた環境の中で成果を上げていく必要があるというのは、正におっしゃるとおりで、この冊子の良い例の中でも、そのようなことの具体的な例も示しているところですが、まさに効率的な部活動の実施という観点から、そのような良い事例も共有していけるように進めてまいりたいと思います。

また、レガシーにつきましても、十分に残していけるように、何ができるかを考えていきたいと思います。

**【宮崎委員】** 本当に丁寧な冊子を作っていただきありがとうございます。冊子の後ろに、実際の実践事例が載っているというのは大変良いと思います。実感もありますし、こういう例をまねしていくということも大事かなとも思うのですが、子供たちは3年で卒業していくわけですし、教員も異動がありますし、そうすると、特徴のある部活動というのが、そういう陣容が変わることによって、少しずつ変化していくということはよくあることだと思うのです。そのときに柔軟に対応できるように、ここに事例が載っている、すばらしい取組をしていたから、それをずっと続けなくてはいけないのかとか、あるいは逆に、駄目になったときに、誰が責任を取るのだとか、そんなことになってしまうと、当初の目的がずれてしまいますので、その辺の柔軟性というのも認めてあげるといえるか、子供たちに応じて変えていくと。月・水・金で2時間ずつやらなくても、いいわけですし、その辺のところも考えてコメントしてあげるといいかなと思います。

【北村委員】 43ページの体罰の発生数ですが、近年非常に減少傾向にあります。これは本当に良いことだと思いますが、この中でも示されていますように、根絶には至っていないということで、本来であれば全てゼロでなければおかしい数字ですので、引き続き考えていかなければいけないと思います。

もう一つ、今後検討していく中で、文部科学省が取っているいじめのデータというのは、減って行って、また、定義が変わると増えて、また減って、定義が変わると増えてという、そういう傾向があります。この体罰はいじめよりはもう少し明確だと思うので、そういうことは起こらないかなとは思いますが、ある時期に非常に体罰は駄目だということが言われて、それで気を付けるようになったけれども、むしろ、隠れた体罰のようなものが増えてしまっていて、それは表には出てきません。表面上はこういうふうに数字は減っているけれども、また、もう少し体罰の定義を広げたら、また増えたりということも、いじめは正にそういうことですよね。いじめの定義が変わって、もう少し幅広くなると、たくさん出てきたりとかということがありますので、基本的にはこれは好ましい現象というデータだと思います。隠れた体罰とかそういったことが起こらないように、様々な角度から今後も引き続き御検討いただきながら、一番大切なことはやはり、顧問になる先生方、また部活動指導の方々含めて、子供たちが楽しく一生懸命部活動に取り組めるということが大前提です。それを大人の考えとか、一部の保護者は非常に勝利至上主義で、むしろ厳しい先生だとかそういう先生を褒めたたえたりする風潮があったりもしますが、そういったところをはき違えないように、学校の意識が変わっていくことが非常に大事だとは思いますが、教育委員会からも様々な形でメッセージを送り続けていただきたいなと思います。いつかこれが、きちんとゼロになることを目指していくべきだというふうに考えております。

【指導推進担当部長】 そのように是非進めていきたいと思います。また、40ページ及び41ページには、体罰関連行為のガイドラインとしまして、体罰以外の不適切な行為等々についても示しておりますが、今言われました隠れた体罰ということに当たる部分もあるかと思しますので、これら全体を含めて適切な部活動の運営ができるように進めてまいりたいと思います。

【秋山委員】 142ページの通知文というのは、こういうガイドラインに付けてい

ただくと、非常に複雑になると思うのです。今、報告されました際に、保護者とか生徒にも周知していくというところで、もう一つ丁寧にしていただければ、保護者への通知の参考例だとか、生徒への通知をするときの参考例等を挙げてもらうと、更に活用しやすくなるかなと思います。

**【教育長】** 大体よろしゅうございましょうか。それでは、運営上も貴重な御意見賜っておりますので、参考にさせていただければと思います。ほかに御質問等なければ、本件につきまして報告として承りました。

それでは、準備ができたようですので、先ほどの投票結果の確認をさせていただきたいと思います。

(「令和2年度使用都立特別支援学校(小学部)用文部科学省検定済教科書採択一覧」の配付)

**【教育長】** それでは、第54号議案から第92号議案までの投票結果につきまして、指導部長、説明をお願いいたします。

**【指導部長】** 先ほど投票していただいた結果をただいま配布しました。「令和2年度使用都立特別支援学校(小学部)用文部科学省検定済教科書採択一覧」にまとめてございます。集計しましたところ、委員の意見が全員一致した議案が17件ございました。委員の意見が分かれた議案は13件ございましたが、いずれの議案も過半数の票を得た教科書がございました。

なお、先ほど決定いただいた、点字教科書が発行される9件の議案の採択結果についても、この資料には掲載しております。以上でございます。

**【教育長】** それでは、都立特別支援学校(小学部)用教科書につきまして、投票の採決結果を確認したいと思います。

まず、視覚障害特別支援学校についてでございます。第55号議案、書写は、委員の意見が一致しましたので、教出といたします。

第57号議案、地図につきましては、委員の意見が一致しましたので、帝国といたします。

第60号議案、生活につきましては、委員の意見が一致いたしましたので、東書といたします。

第62号議案、図画工作は、日文が5、開隆堂が1と意見が分かれていましたが、多数意見でございます日文が、過半数となっておりますので、日文といたします。

次に、聴覚障害特別支援学校につきましては、第67号議案、国語は、東書が4、学図が2となりましたので、過半数となっております東書といたします。

次に第68号議案、書写は、委員の意見が一致いたしましたので、教出といたします。

第69号議案、社会は、東書が4、日文が2となりましたので、過半数となっております東書といたします。

第70号議案、地図は、委員の意見が一致しましたので、帝国といたします。

第71号議案、算数は、学図が5、啓林館が1となりましたので、過半数となっております、学図といたします。

第72号議案、理科は、教出が4、東書が1、信教が1となりましたので、過半数となっております教出といたします。

第73号議案、生活は、委員の意見が一致いたしましたので、日文といたします。

第74号議案、音楽は、委員の意見が一致いたしましたので、教出といたします。

第75号議案、図画工作は、委員の意見が一致いたしましたので、開隆堂といたします。

第76号議案、家庭は、委員の意見が一致しましたので、開隆堂といたします。

第77号議案、保健は、文教社が4、光文が2となりましたので、過半数となっております文教社といたします。

第78号議案、英語は、委員の意見が一致しましたので、東書といたします。

第79号議案、道徳は、教出が4、学図が1、学研が1となりましたので、過半数となっております教出といたします。

続きまして、肢体不自由・病弱特別支援学校につきましては、第80号議案、国語は、委員の意見が一致しましたので、東書といたします。

第81号議案、書写は、委員の意見が一致しましたので、日文といたします。

第82号議案、社会は、教出が5、日文が1となりましたので、過半数となっております教出にいたします。

第83号議案、地図は、委員の意見が一致いたしましたので、帝国といたします。

第84号議案、算数は、委員の意見が一致しましたので、啓林館といたします。

第85号議案、理科は、啓林館が5、教出が1となりましたので、過半数となっております啓林館といたします。

第86号議案、生活は、日文が4、大日本が2となりましたので、過半数となっております日文といたします。

第87号議案、音楽は、委員の意見が一致いたしましたので、教出といたします。

第88号議案、図画工作は、日文が4、開隆堂が2となりましたので、過半数となっております日文といたします。

第89号議案、家庭は、委員の意見が一致いたしましたので、開隆堂といたします。

第90号議案、保健は、文教社が4、東書が2となりましたので、過半数となっております文教社といたします。

第91号議案、英語は、委員の意見が一致しましたので、光村といたします。

最後に、第92号議案、道徳は、光文が4、学図が2となりましたので、過半数となっております光文といたします。

投票の結果につきましては、以上でございます。ここで、全体を通しましてでも結構でございますが、何か御意見等がございましたら、御発言を頂きたいと思えます。

【北村委員】 先ほど何名かの委員から既に出ていましたけれども、やはり今後、教科書に関しては、できるだけ学校の先生方の意見を様々な形で、今回もそれがこの資料に反映されているということではあるのですが、ダイレクトな意見をお伺いできるような場面をつくるといったことも是非検討していただきたいと思えます。教科書採択に関しては今後も様々な工夫を重ねて、幅広い意見を聞けるような機会を是非つくっていただきたいと思えます。よろしく願います。

【宮崎委員】 今、北村委員がおっしゃったとおりのことを繰り返して確認で申し訳ないのですが、意見が割れたものがあるということは、それぞれの委員がこちらの方が、学校によりなじむのではないかと思ったものもあったということだと思えます。今、決まった教科書を使うのはもちろんですけれども、それ以外にも、例えば教え方の参考になるのなら、他の教科書も見ながら、そこから何かうまいヒントを得るなど、そういう工夫もできるような体制をとっていただければいいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、令和2年度に都立特別支援学校（小学校）で使用する教科書につきましては、以上のとおり採択いたします。なお、採択の理由につきましては、事務局において整理をし、各委員に確認を頂いた上でとりまとめ、速やかに公表するというところでよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第54号議案から第98号議案までの教科書採択につきましては、以上でございます。

## 参 考 日 程

### （1）教育委員会定例会の開催

8月22日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長から説明をお願いします。

【教育政策課長】 来月、8月の第2木曜日は8日となりますけれども、現在案件がございません。つきましては、次回の教育委員会定例会は、8月の第4木曜日となります、8月22日木曜日午前10時から、教育委員会室で開催する予定です。以上でございます。

【教育長】 ただいま御説明のありましたとおり、8月8日は案件がないということでございますので、この場で8月8日の教育委員会は開催しないことといたしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、8月8日の教育委員会は開催しないことといたします。次回8月第4木曜日の8月22日となりますので、お間違いのないようお願いいたします。

日程そのほか、何かございませんでしょうか。

【宮崎委員】 直接的な教科書採択というわけではないのですが、今、教育現場でタブレットを配ったり、ICTに対応した教育の質的改善というようなことも、どんどん進めている段階でありまして、それから、高校の教科書とかになりますと、リンクしたページに、ネット上でそこに飛んで学習するというような工夫が始まった

り、いろいろしておりますので、教材ということを少し根本から考えてみる、そういう勉強も、何かの機会にさせていただいたらいいのかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これから、非公開の審議に入ります。

(午前11時38分)

)

## 令和2年度使用都立特別支援学校（小学部）用 文部科学省検定済教科書採択一覧

- ・委員の意見が全員一致したもの 17 種目
- ・多数決により決定したもの 13 種目
- ・点字教科書の原典を採択したもの 9 種目

校種	議案 番号	教科 (種目)	採 択 結 果 ( かつこ内は投票結果 )
視覚障害 特別支援学校	54	国語	<b>光村</b> (点字教科書の原典となる文部科学省検定済教科書を採択)
	55	書写	全員一致により <b>教出</b>
	56	社会	<b>教出</b> (点字教科書の原典となる文部科学省検定済教科書を採択)
	57	地図	全員一致により <b>帝国</b>
	58	算数	<b>大日本</b> (点字教科書の原典となる文部科学省検定済教科書を採択)
	59	理科	<b>東書</b> (点字教科書の原典となる文部科学省検定済教科書を採択)
	60	生活	全員一致により <b>東書</b>
	61	音楽	<b>教芸</b> (点字教科書の原典となる文部科学省検定済教科書を採択)
	62	図画工作	多数決により <b>日文</b> ( 日文 5 : 開隆堂 1 )
	63	家庭	<b>開隆堂</b> (点字教科書の原典となる文部科学省検定済教科書を採択)
	64	保健	<b>学研</b> (点字教科書の原典となる文部科学省検定済教科書を採択)
	65	英語	<b>開隆堂</b> (点字教科書の原典となる文部科学省検定済教科書を採択)
	66	道徳	<b>教出</b> (点字教科書の原典となる文部科学省検定済教科書を採択)
聴覚障害 特別支援学校	67	国語	多数決により <b>東書</b> ( 東書 4 : 学図 2 )
	68	書写	全員一致により <b>教出</b>
	69	社会	多数決により <b>東書</b> ( 東書 4 : 日文 2 )
	70	地図	全員一致により <b>帝国</b>
	71	算数	多数決により <b>学図</b> ( 学図 5 : 啓林館 1 )
	72	理科	多数決により <b>教出</b> ( 教出 4 : 東書 1 : 信教 1 )
	73	生活	全員一致により <b>日文</b>
	74	音楽	全員一致により <b>教出</b>
	75	図画工作	全員一致により <b>開隆堂</b>
	76	家庭	全員一致により <b>開隆堂</b>
	77	保健	多数決により <b>文教社</b> ( 文教社 4 : 光文 2 )
	78	英語	全員一致により <b>東書</b>
	79	道徳	多数決により <b>教出</b> ( 教出 4 : 学図 1 : 学研 1 )

校種	議案 番号	教科 (種目)	採 択 結 果 ( かつこ内は投票結果 )
肢体不自由・病弱 特別支援学校	80	国語	全員一致により <b>東書</b>
	81	書写	全員一致により <b>日文</b>
	82	社会	多数決により <b>教出</b> ( 教出 5 : 日文 1 )
	83	地図	全員一致により <b>帝国</b>
	84	算数	全員一致により <b>啓林館</b>
	85	理科	多数決により <b>啓林館</b> ( 啓林館 5 : 教出 1 )
	86	生活	多数決により <b>日文</b> ( 日文 4 : 大日本 2 )
	87	音楽	全員一致により <b>教出</b>
	88	図画工作	多数決により <b>日文</b> ( 日文 4 : 開隆堂 2 )
	89	家庭	全員一致により <b>開隆堂</b>
	90	保健	多数決により <b>文教社</b> ( 文教社 4 : 東書 2 )
	91	英語	全員一致により <b>光村</b>
	92	道徳	多数決により <b>光文</b> ( 光文 4 : 学図 2 )

(注)発行者の正式名称は以下のとおり。

東書:東京書籍株式会社、大日本:大日本図書株式会社、開隆堂:開隆堂出版株式会社、学図:学校図書株式会社  
 教出:教育出版株式会社、信教:一般社団法人信州教育出版社、教芸:株式会社教育芸術社、光村:光村図書出版株式会社  
 帝国:株式会社帝国書院、啓林館:株式会社新興出版社啓林館、日文:日本文教出版株式会社、文教社:株式会社文教社  
 光文:株式会社光文書院、学研:株式会社学研教育みらい